

初再診時の選定療養費について

初診時にかかる選定療養費について

国の診療報酬改定により、平成28年4月1日から医療機関の機能分担や業務連携の推進を図るため、紹介状なしで受診された患者様に対し、定額の徴収が義務付けられました。

これを受け、当院では「他の医療機関等からの紹介状なしに直接来院した患者様」については初診に係る費用（選定療養費）として5,000円（歯科は3,000円）がかかります。

※下記の方は選定療養費の対象にはなりません。

- ・ 紹介状持参の方
- ・ 救急車搬送の方
- ・ 診療後にそのまま入院となった方 など

再診時にかかる選定療養費について

症状の安定した再診の患者様に、当院担当医から文書による紹介の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診された場合は、再診にかかる選定療養費 2,500円（歯科は、1,500円）がかかります。

なお、当院担当医師が当院での治療が必要と認め、継続治療を行なっている方はこの対象になりません。

ご不明な点などは下記までお問い合わせください。

地域医療支援病院
山形市立病院済生館

医事業務室 023-625-5555（内線 2120）

